

専門調査員の委嘱手続きについて

平成24年5月7日

科学技術動向研究センター長決定

一部改正 平成29年1月18日

科学技術予測センター長決定

一部改正 令和2年6月17日

科学技術予測センター長決定

一部改正 令和3年4月1日

科学技術予測・政策基盤調査研究センター長決定

科学技術予測・政策基盤調査研究センター専門調査員規程第3条に基づき、専門調査員の委嘱手続きの詳細について次のように定める。

(委嘱依頼)

1. センター長は、専門調査員を委嘱するときは、本人に対し、電子メールあるいは文書により委嘱依頼を行う。
2. センター長は、必要が生じたときは、該当者の所属機関の長に対し、電子メールあるいは文書により委嘱依頼を行う。
3. 本人及び所属機関の長への依頼に当たっては、委嘱期間、委嘱内容、謝金等の諸条件を明記することとする。

(承諾の確認)

4. 本人の承諾については、専用 web 上での回答(承諾ボタンの選択)をもって承諾したものとす
る。
5. 所属機関の長の承諾については、指定された期日までに本人より特段の申し出がない限り承諾したものとみなす。

(その他)

6. 3に掲げる諸条件のうち、謝金及び交通費については原則として支払わないものとして、本人及び所属機関の長に対して依頼することとする。

附 則

この決定は、平成24年5月7日から施行する。

附 則

この改正は、平成 29 年 1 月 18 日から施行する。

附則

この改正は、令和 2 年 6 月 17 日から施行する。

附則

この改正は、令和 3 年 4 月 1 日から施行する。